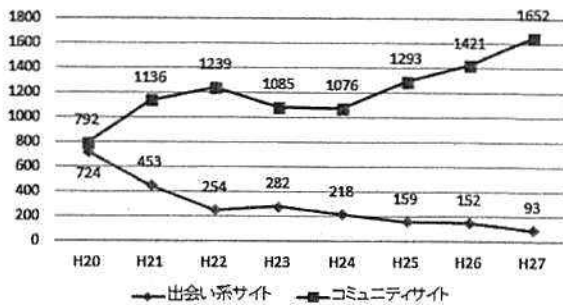


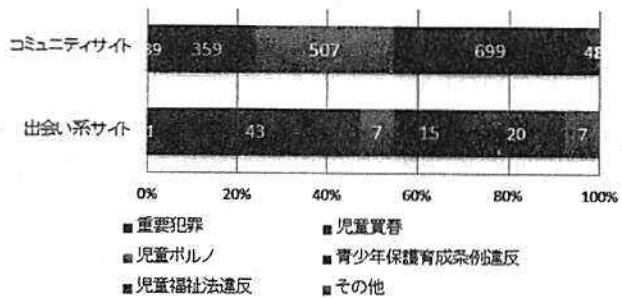
交流サイトの被害最多 ～深刻な被害の実態が明らかに～

●昨年1年間でコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった18歳未満の少年・少女に関して次のようなことが分かりました。

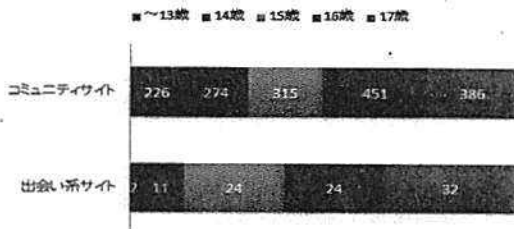
A 被害児童数の推移



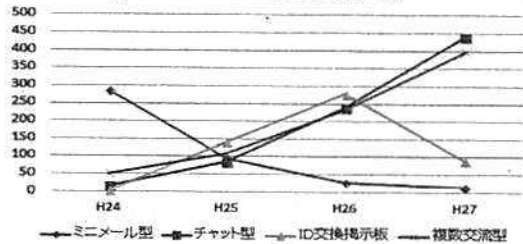
B 罪種別の被害児童数



C 年齢別の被害児童数



D コミュニティサイト別の被害児童数



A～Dのグラフの説明として正しいのは①～⑥の文のどれでしょう？

- ①H27の出会い系やコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童総数はH20以降最多である。
- ②16歳が最もたくさん被害にあっている。
- ③被害者の96%は女子である。
- ④コミュニティサイトの方が出会い系サイトより低年齢の被害が多い。
- ⑤複数交流型のサイトで被害に遭う児童が毎年増えている。
- ⑥被害数は(1)青少年保護育成条例・(2)児童ポルノ・(3)児童買春の順で多い。

(参考:28年4月14日付 警察庁資料「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」)

正解:①②④⑤⑥

③は、A～Dのグラフから読み取ることはできませんが、4月15日付の新聞には96%が女性と掲載されていました。(参考:中日新聞 朝日新聞)

ありなし

724

ちなみに、このグラフは何を示しているかわかりますか？
これは、被害児童のフィルタリング利用状況を示したものです。94.8%が利用していなかったようです。

4月にあったSNS等に関するニュース一覧

28年4月の各新聞に掲載された記事の中で、今年度の「青少年のネット非行・被害対策情報」で未配信の情報を一覧にしました。

4/1

- 県内で昨年から今年にかけ、女子中学生の誘拐事件が3件発生。いずれもSNSで年上の県外の男性と知り合い、行動を共にしたまま失踪。早期に保護されたものの、埼玉県の少女連れ去りのような一大事件となる恐れがあった。
- 県内未成年者の不明届は過去5年で毎年50～90件（2015年は71件で10代が9割超）あり、関係機関では連れ去り事件が増えないか懸念している。
- ある県内高校生徒会の校内アンケートによると、「ネット上で知り合った異性と実際に会ったか」との質問に対し、「はい」と答えたものが約1割。この市町の少年愛護センターの補導員が声をかけた女子小中高生2千数百人の中には、「ご飯をおごってもらってラッキー」と見知らぬ男性との交流をSNSに書き込む少女もいたとのこと。（参考：福井新聞）

4/3

- インターネットに接続できる家庭用ゲーム機やタブレットなどを通じて見知らぬ大人と出会い、性犯罪などの被害に遭う子供が増えている。警察庁のまとめでは、スマホや携帯電話、パソコン以外の通信機器で交流サイトなどに接続し、犯罪に巻き込まれた子どもは昨年までの5年間で230人を超えた。スマホなどとは異なり、ネットに接続できることを保護者が知らないことが多い。
- 交流サイトや出会い系サイトを発端に、犯罪被害に遭った子供は2007年以降、年1000人を超えている。このうちスマホや携帯電話、パソコン以外の通信機器で容疑者と連絡を取った子供は増え続けており、2015年は上半期だけで65人にのぼった。
- この背景には、子どもが手にするネット機器の多様化がある。一部の家庭用ゲーム機や音楽プレーヤー、学習用タブレットなどは通話できないだけで通信機器としての性能はスマホなどとほとんど変わらない。さらに「Wi-Fi」などの公衆無線LANサービスが普及し、地下鉄やコンビニ店などでも簡単にネットにつながる。
- 捜査関係者は「子供が保護者の知らないところで不特定多数の大人と出会う恐れが高まっている」と懸念を強めている。（参考：読売新聞）



4/4

- インターネット上で中傷や成り済みの被害に遭う人が後を絶たない。書き込んだ相手の特定のためには、掲示板やSNSの運営会社にプロバイダーの開示を求め裁判所に仮処分を申請し、そのうえでプロバイダーに発信者の開示を求め提訴するなどの手続きが必要になる。

●司法関係者によると、仮処分でプロバイダーが判明してもプロバイダーには発信者保護との兼ね合いがあり、この段階で発信者情報が開示されるのはまれ。ログと呼ばれる記録が消えるなどして相手を特定できないこともある。通常、相手を特定するまで半年以上かかり、費用は数十万円を超すという。(参考：福井新聞)

4/19

●ネットの危険から青少年を守るため兵庫県が条例を改正した。

何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりがおこなわれるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

(1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項

(2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

●この条例のメインは、子ども達自身でのルール作り。大人には「子どものルールづくり支援」が求められている。(参考：毎日新聞)



★ちなみに、神戸新聞によると、

兵庫県内 18 歳未満の携帯電話フィルタリング利用率は 61.6%となり、前年から 10.8 ポイント上昇したそうです。

4/22

●警察庁は昨年 1 年間のインターネット上の「違法情報」を 72073 件確認したと発表した。これは前年の 2 倍で、過去最大。

〔内訳〕 わいせつ画像・動画 60655 件

児童ポルノ 4828 件

覚醒剤等規制薬物広告 3489 件 など

●この数字は、「インターネット・ホットラインセンター」が警察庁の委託を受けてネット利用者から違法・有害情報の通報を受理。プロバイダーに削除要請したり

警察庁に通報したりしたものである。(参考：朝日新聞)

(<https://www.internethotline.jp/>)



5 誘い出しによる性的被害や暴力行為

5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

〈5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為〉

事例5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

最近では、「出会い系サイト」ではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。
サイト内のサービスであるミニメールをきっかけに、相手に個人情報を教えてしまい、トラブルに発展する事例が目立ちます。

「ふだち」に注意!

図5-5 ソーシャルネットワークサービス (Social Networking Service)

ミニメールで仲良くなった男性と実際に会うことに

同じゲーム、
やってる人だ!

ふだちになりませんか?
○○○より
一緒に、ゲームしませ
んか?最近、○○○○
にはまっています。

中学3年生のAさんは、携帯電話のゲームサイト
利用していました。そのサイトでは、ミニメール
と呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡
を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニ
メールを通じて仲良くなった男性と実際に会ってし
まいました。

会った人から執拗に脅迫され性的被害に

富た中学生が
引っかけた!

その後、Aさんは会った際の出来事を家や学校に
ばらすなどと執拗にメールで脅迫されました。仕方
なく再び男性に会いに行ったAさんは、駐車場に止
めた男性の車の中で、重大な性的被害にあってしま
いました。

スマホ
タブレット

無料通話アプリ等の流行で、
新たな誘い出し被害が増えています。

【解説5-1】

ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

最近では、出会い系サイトではなく、SNS、ゲームサイト、プロフ（自己紹介サイト）等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。（SNSやプロフについては事例1-1の解説を参照）

ミニメールとは、SNSやゲームなどのコミュニティサイトに会員登録を行っている利用者の間でメッセージを交換するサービスです。知らない人にも送信できるため、子どもと接触したい大人に悪用されています。一部のコミュニティサイトでは、年齢の離れた会員へのミニメールの送信を禁止するなどの規制を設けていますが、容易に年齢を詐称できるため、問題の解決にはつながっていません。最近では、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）が認定するコミュニティサイトで、ミニメールの内容を監視員が直接確認し、不適切な内容を取り締まる試みもなされています。

警察庁が行った調査によると、平成24年にコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,076人で、前年より9人（0.8%）減っています。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯の約5割でコミュニティサイト内のミニメールが利用されていました。

（出典）警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る

調査結果について（平成24年上半期）」（平成24年11月）

警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（平成25年2月）

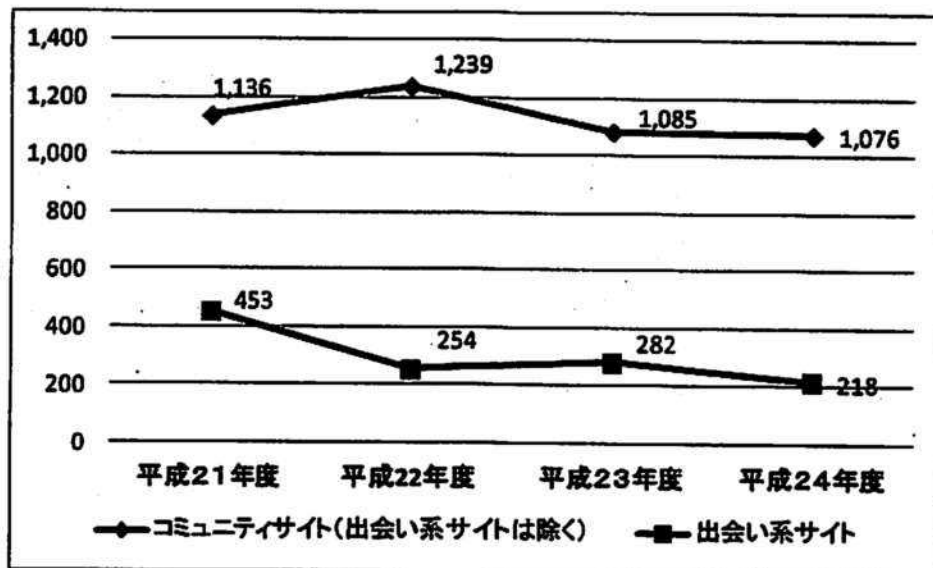
警察庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、SNS等のコミュニティサイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけています。規制が強化された出会い系サイトに代わり、こうしたSNS等のコミュニティサイトが子どもを狙った犯罪の抜け道として悪用されており、売春目的に利用されることもあります。

また、スマートフォン普及から新たなアプリによる出会い被害も懸念されている。特に近年爆発的に普及が広まっている「無料通話アプリ」等が新たな誘い出しの手段となった被害も発生している。

あるゲームサイトの運営会社は、2歳以上年上の人とメールをできないようにする、文面がおかしいメールは6時間以内に削除するなどのルールを決め、24時間365日休まず監視体制をとっています。しかし、利用者は暗号を使ったりして網の目をかいくぐり、「いたちごっこ」になっている現状にあります。

子どもたちは、学校以外の人と知り合いたいという気持ちから、コミュニティサイトにアクセスします。コミュニティサイトで知り合った人と軽い気持ちで会々と、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。そのような悲劇を起こさないために、家庭や学校で子どもとコミュニケーションを図りながら、指導していきましょう。なお、被害例には女子中学生が多いので、保護者は十分注意を促しましょう。

図4 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害者数の推移



(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」

(平成25年2月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する」、「②子どもたちだけの判断で会わないよう指導する」、「③個人情報や写真を掲載しないよう指導する」、「④SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる」、「⑤フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する

- ・子どもと接触するために、不特定多数の子どもにミニメールを送信している大人がいます。子どもに会いたいと考えている大人は、子どもにやさしくしたり、素性を偽ったりして近づいてくることが多いため、子どもが容易に信用してしまう危険性があります。ミニメールでのやり取りは、些細なことだと考えられがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。
- ・ミニメールを受け取った子どもは、相手を気遣って、返信してしまう危険があります。ミニメールでのやり取り自体の危険性を理解させ、返信せずに無視するよう指導しましょう。
- ・ミニメールでのやり取りで仲良くなった相手に電話番号やメールアドレス等の個人情報を聞かれても、絶対に教えないよう指導しましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で『友だち』募集などと書くことは「簡単に会える」と受け取られる危険があるため、やめさせましょう。

②子どもたちだけの判断で会わないよう指導する

- ・SNS、ゲームサイト、プロフ等で見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には絶対に会わないと約束させましょう。

③個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。

④SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる

- a) コミュニティサイトが出会い系サイトのように利用されることが多いことを認識させる
- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNS、ゲームサイト、プロフ等、出会い系サイト以外の「コミュニティサイト」に移行しています。

- ・コミュニティサイト自体は信用が高い事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいます。子どもたちには、有名なサイトだからといって安心せずに、コミュニティサイトで知り合った人に会うことの危険性を理解させましょう。

b) コミュニティサイトによる犯罪の被害者は女子が多いことを認識させる

- ・平成 23 年に SNS やゲームサイト等のコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒 (1,076 人) のうち、女子が約 96% (1,038 人) を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれるおそれがあるので注意が必要です。
- ・被害児童の低年齢化も顕著で、13 歳以下の被害児童の割合は、出会い系サイトでの被害児童全体の 6.0% (13 人) であるのに対し、コミュニティサイトでの被害児童全体の 11.0% (118 人) となっています。

⑤フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18 歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に出る必要があります。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、無線 LAN 接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやゲームサイト等のコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 知らない人からのミニメールには返信しない：
 - ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
 - ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。
- 子どもたちだけの判断で会わない：
 - ・子どもたちだけの判断でSNSやゲームサイトで知り合った人と会うと、犯罪に巻き込まれる可能性があることを理解しましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

事例5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

最近では、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSやゲームサイトなどで知り合った人に、性的画像・動画を送信してしまい、トラブルに巻き込まれる事例が多くなっています。

データは消えずに残る！

「友だち」に注意！

SNS ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

ミニメールで知らない人と友だちに



中学生のAくんは、携帯電話のゲームサイトで遊んでいます。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができます。ある時、Aくんはミニメールをやり取りしていた女子中学生と「友だち」になりました。

写真とともに、撮影した位置情報が記録されて、撮影場所や自宅が特定されることがあります。

性的画像・動画を送信してしまいトラブルに



その女子中学生から、「お互いの様子の写真を交換しよう」と持ち掛けられたAくんは、女子中学生の様の写真を受け取り、自分の様の写真を送りました。実際には、その「友だち」は30代の男性で、同様の手口で約130人の男子中学生から写真を集めていました。

その上、Aくんが受け取った女子中学生の写真も、同じサイトで男性が実際の女子中学生に送らせてものでした。

【解説5-2】

ゲームサイトの「友だち」に裸の画像を流布された事例

SNSやゲームサイト上で仲良くなった「友だち」に性的画像・動画を要求され、断りきれずに送信してしまう子どもの被害が増えています。性的画像・動画を「友だち」に送ってしまうと、容易に複製・共有され、インターネット上に流布してしまう危険性があります。特に、児童ポルノの愛好家は、性的画像・動画を仲間と交換・共有することが多いため、被害が一層拡大しやすくなっています。さらに、最近は携帯電話のカメラが高画質化しているため、撮影した性的画像・動画から容易に本人が特定されるなど、被害が深刻化しています。一度インターネット上に流布してしまうと取り返しが付かないため、絶対に性的画像・動画を撮影・送信しないよう、厳しく指導しましょう。

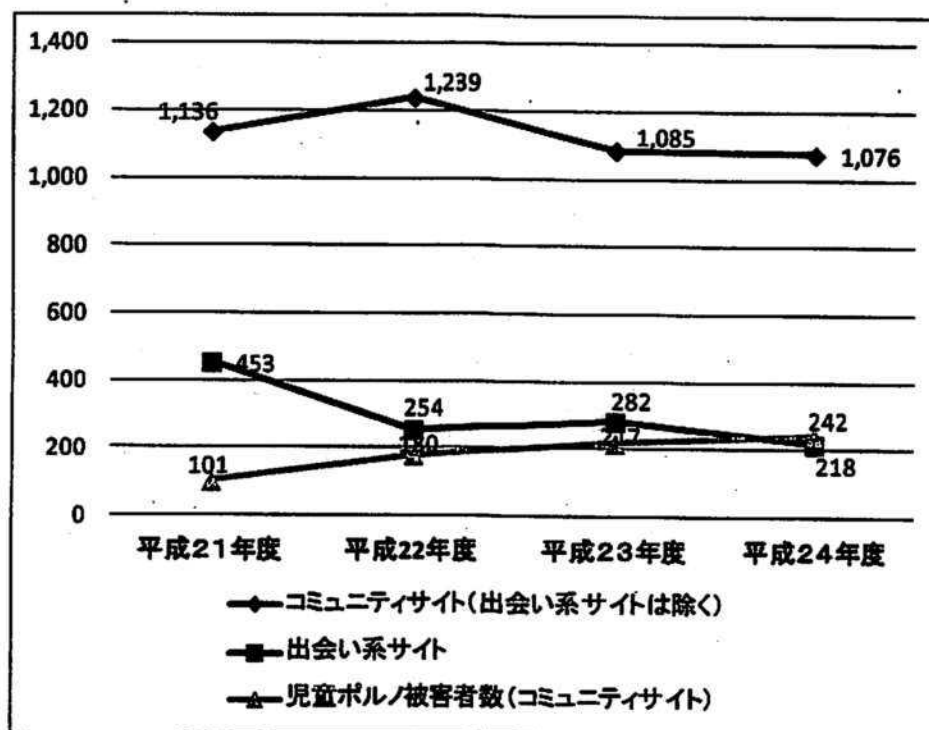
警察庁が行った調査によると、平成24年にコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,076人で、前年より9人(0.8%)減っています。このうち、児童ポルノの被害は242人(22.5%)となっており、平成23年の217人から増加しています。

(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

SNSやゲームサイトでは、ミニメール（ミニメールについては、事例5-1の解説を参照）やゲームなどを通じて、見知らぬ大人と知り合い、「友だち」として仲良くなっていく仕組みが多数用意されています。また、偽の写真を用意し、容易に年齢や性別などの属性を偽ることができます。これを利用し、同性同士、中高生同士を装い、言葉巧みに画像を送らせる犯行も起きています。その他、ミニメール等のやり取りの中で個人情報等を聞き出した上で、「家に押しかけるぞ」、「親にばらすぞ」などと、子どもを脅迫して性的画像・動画を送らせる手口もあります。保護者や教師は、子どもが性的画像・動画を送ってしまう前に、トラブルを大人に相談できるよう、日頃から信頼関係を築いておくことが重要です。

また、性的画像・動画を送信してしまうと、一生インターネット上に流布してしまう危険があることをしっかりと認識させる必要があります。子どもは、仲の良い「友だち」に内密に送ったはずの性的画像・動画が、インターネット上に流出してしまう危険性にまで思い至らない場合があります。性的画像・動画がデータとして半永久的に残ってしまうことの恐ろしさを、具体的な事例を示しながら理解させましょう。

図5 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害者数の推移



(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する」、「友だち」に性的画像・動画を送信しないよう指導する」、「③SNSやゲームサイト等からの誘引による犯罪の被害が増えていることを理解させる」、「④フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する

- ・子どもと接触するために、不特定多数の子どもにミニメールを送信している大人がいます。子どもと会いたいと考えている大人は、子どもにやさしくしたり、素性を偽ったりして近づいてくることが多いため、子どもが容易に信用してしまう危険性があります。ミニメールでのやり取りは、些細なことだと考えられがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。
- ・ミニメールを受け取った子どもは、相手を気遣って、返信してしまう危険があります。ミニメールでのやり取り自体の危険性を理解させ、返信せずに無視するよう指導しましょう。
- ・ミニメールでのやり取りで仲良くなった相手に電話番号やメールアドレス等の個人情報を聞かれても、絶対に教えないよう指導しましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で『友だち』募集 などと書くことは「簡単に会える」と受け取られる危険があるため、やめさせましょう。

② 「友だち」に性的画像・動画を送信しないよう指導する

a) 子どもに悪意を持って近づいてくる「友だち」がいることを理解させる

- ・子どもの性的画像・動画の収集を目的として、SNSやゲームサイト等を利用している大人がいることを認識させましょう。

b) 一度性的画像・動画を送信してしまうと、インターネット上に半永久的に残ってしまう危険があることを理解させる

- ・「友だち」だけに性的画像・動画を送信したつもりが、容易にインターネット上に広まってしまう恐ろしさを、子どもに実感できるよう指導しましょう。

③ SNSやゲームサイト等からの誘引による犯罪の被害が増えていることを理解させる

a) 誘い出しによる犯罪の多くは「コミュニティサイト」で起きていることを認識させる

- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNSやゲームサイトなどの「コミュニティサイト」に移行しています。
- ・コミュニティサイト自体は信用できる事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいるため、注意が必要です。

- ・児童ポルノに関しても、出会い系サイトでの被害者が19人に対し、コミュニティサイトでは242人と約12倍の被害者が出ています。

b) 女子児童生徒は、特にSNSやゲームサイト等に注意するように指導する

- ・平成24年にSNSやゲームサイト等のコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒(1,076人)のうち、女子が約96%(1,038人)を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれるおそれがあるので注意が必要です。
- ・被害児童の低年齢化も顕著で、13歳以下の被害児童の割合は、出会い系サイトでの被害児童全体の6%(13人)であるのに対し、コミュニティサイトでの被害児童全体の11.0%(118人)となっています。

④ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話(PHSも同様)各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年(18歳未満)が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。(青少年インターネット環境整備法)

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式(安全なサイトのみを閲覧できる方式)やブラックリスト方式(危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式)のフィルタリングでは、SNSやゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高機能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。現在、無線LAN接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線LAN接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ

て家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやゲームサイト等のコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 知らない人からのミニメールには返信しない：
 - ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
 - ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。
- 「友だち」に性的画像・動画を送信しない：
 - ・誰に見られるかわからないため、携帯電話などで自分の裸の画像を撮影してはいけません。また、一度送信したデータは容易に複製・共有されてしまうため、「友だち」に自分の画像を送信するのは絶対にやめましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。